

事務連絡(安－2019－06)

令和元年 5月7日

(配布先)

施工担当部署長、建設所長

副所長・副部長・統括工事長(建築・土木)

安全長・安全主任

S・BLC関西社・関西支店災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



**【紙回覧】平成31年度全国安全週間の実施について(要請)
及び 実施要領について**

別添のよう、安全環境本部長より要請がありました。また、安全環境本部安全部長より、その実施要領についての通知がありました。

内容について、各作業所などへの周知・徹底をお願いします。

※ 平成31年度は令和元年度と読み替えをお願いします。

以 上

(配布先)
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)19-01
平成31年4月26日

安全環境本部長



平成31年度全国安全週間の実施について(要請)

厚生労働省他主唱の平成31年度全国安全週間を別添の実施要綱にもとづき下記のとおり実施します。

平成30年の建設業における死亡者数は306人で、前年比で2人(0.7%)増加しました。(3/7現在)

一方、当社の平成30年度(H30.4～H31.3)の災害発生状況は、死亡災害2件(前年度比±0件)、4日以上
の休業災害59件(同+19件)、合計61件(同+19件)、度数率0.64(前年度0.47)、強度率0.19(前年度0.18)
と平成29年度に比べ休業災害は増加、度数率は悪化しました。平成31年度は、4/20現在で死亡災害0件、
4日以上
の休業災害が5件と、昨年度同期と比較して4件の増加となっており、なお一層気を引き締めて災
害防止に努めなければなりません。

つきましては、この機会に当社と取引業者が一体となった安全管理活動をさらに充実させ、災害・事故
の未然防止対策を徹底したいと思しますので、各部門は実態に即した活動を積極的に展開するよう要請
します。

記

1. 目 標 期間中「公衆災害及び死亡・重篤災害ゼロ」
2. スローガン (厚生労働省統一)
「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」
3. 期 間 準備月間 6月1日(土)～6月30日(日)
本 週 間 7月1日(月)～7月 7日(日)
4. 全社共通実施事項
 - (1) 幹部及びスタッフが実施する事項
 - a. 部門・支店幹部の作業所特別巡回による安全管理体制及び指揮命令系統等の確認
 - b. スタッフの作業所巡回による次の事項の実施
 - (a) 全社安全衛生計画・重点施策及び日常推進事項の実施状況の確認
 - (b) 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認
 - (2) 作業所が実施する事項
 - a. 全社安全衛生計画・重点施策及び日常推進事項の確実な実施
 - b. 当社及び職長会合同の安全設備総点検の実施
 - (3) 取引業者が実施する事項
 - 一次事業者及び直接雇用者の自主パトロールによる次の事項の実施
 - a. 全社安全衛生計画・重点施策及び日常推進事項を確実に順守しているかの確認
 - b. 不安全行動防止の指導及び不安全設備の是正

なお、具体的な実施要領については、別途、安全環境本部安全部長より事務連絡します。

以 上

平成 31 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 92 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成 30 年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業 4 日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により 3 年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 31 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化

学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

（ア）安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

（イ）外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

（ア）一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（イ）東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

（ア）機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

（イ）機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

（ウ）作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

（エ）装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

（オ）製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

（ア）チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

（イ）木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

（ア）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

（イ）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

（ウ）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

（エ）トラックの逸走防止措置の実施

（オ）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

（ア）全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

（イ）経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

（ウ）職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、

- 危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）
- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ 交通労働災害防止対策
- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化（ウ）母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）
- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 19 - 08
平成 31 年 4 月 26 日

安全環境本部

安全部長



平成 31 年度全国安全週間実施要領について（通知）

示達本 (安環安) 19 - 01 にもとづき、平成 31 年度全国安全週間実施要領を送付します。
本実施要領をふまえ、公衆災害及び労働災害の防止のために、部門の実態に即した全員
参加の行事を計画し、積極的に推進するようお願いします。

なお、下記資料を安全環境本部から別途送付します。

記

- | | |
|----------|------------|
| ・たれ幕 | 5 月 20 日頃 |
| ・ポスター | 5 月 20 日頃 |
| ・社長メッセージ | 6 月 20 日頃 |
| ・週間行事日程表 | 今回の事務連絡に添付 |

※なお、たれ幕等の費用は、安全環境本部負担です。

以 上

平成 31 年度 全国安全週間実施要領

【準備期間（6/1～6/30）及び本週間（7/1～7/7）の期間中に次の要領で実施する】

1. 本社実施事項

- （１）安全委員による部門特別巡回の実施
 - ・ 6 月上旬～7 月中旬を予定（詳細は別途打合せによる）
- （２）社長表彰（事業場安全衛生優秀賞，取引業者・職長安全衛生優秀賞）の実施

2. 全社共通実施事項

（１）幹部及びスタッフが実施する事項

- a. 部門・支店幹部の作業所特別巡回（朝礼から立会い，巡回する）による安全管理体制及び指揮命令系統等の確認
 - ・ 指揮命令系統が明確で管理体制が有機的に機能した状態にあるか確認する。
- b. スタッフの作業所巡回による次の事項の実施
 - (a) 全社安全衛生計画・重点施策及び日常推進事項の実施状況の確認
 - ・ 各作業所が，部門安全衛生計画・重点施策展開表等に基づき実施しているか，また，作業員がそれを順守して作業をしているか確認する。
 - (b) 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認

（２）作業所が実施する事項

- a. 全社安全衛生計画・重点施策及び日常推進事項の確実な実施
 - ・ 部門安全衛生計画・重点施策展開表等に基づき実施する。
- b. 当社及び職長会合同の安全設備総点検の実施
 - ・ 作業所の実情に合致した設備別，作業別等の重点点検項目を定める。
 - ・ 点検表は，「安全衛生管理標準 第 5 編 標準安全衛生点検基準」等を活用する。
 - ・ 重点点検項目は，点検日を定めて，当社担当者と職長会合同で点検を実施する。
 - ・ 点検結果については，指摘された危険箇所又は不安全な設備等の不具合が，なぜそうなったのか根本的な問題点まで検討し，再発防止策を講じる。

（３）取引業者が実施する事項

一次事業者及び直接雇用者の自主パトロールによる次の事項の実施

- a. 全社安全衛生計画・重点施策及び日常推進事項を確実に順守しているかの確認
 - ・ 自社作業員が，部門安全衛生計画・重点施策等を確実に順守して作業しているか確認する。
- b. 不安全行動防止の指導及び不安全設備の是正
 - ・ 声かけ巡視を心がけ，自社作業員から不安全行動や不安全設備についてヒアリングを行い指導及び是正を行なう

◎ その他，部門で実態に即した運動を計画し実施する

全国安全週間行事日程

『新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場』

	行 事	実 施 事 項
7 / 1 (月)	の 日	
7 / 2 (火)	の 日	
7 / 3 (水)	の 日	
7 / 4 (木)	の 日	
7 / 5 (金)	の 日	
7 / 6 (土)	の 日	
7 / 7 (日)	の 日	

—— 2019年度安全スローガン ——

「ダブルの対策立案し 無理せず無視せず油断せず みんなで守る 手順とルール」

作業所